

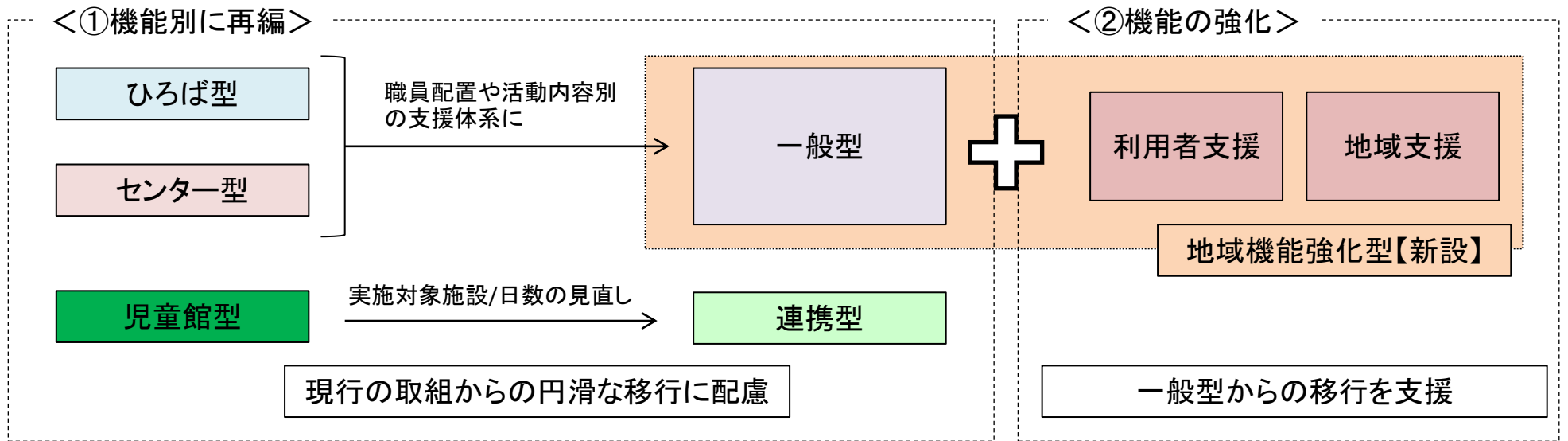
地域子育て支援拠点事業の充実について

- ・ 地域子育て支援拠点事業は、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支える取組としてその拡充を図ってきた。
- ・ 「子ども・子育てビジョン」においても、1万か所（中学校区に1か所）の設置を目標として掲げ、重点的に取組を推進。 → 地域子育て支援拠点事業として事業開始から5年が経過し、実施形態の多様化。
- ・ 更に、昨年8月に成立した「子ども・子育て支援法」では、子育て家庭が子育て支援の給付・事業の中から適切な選択が出来るよう、地域の身近な立場から情報の集約・提供を行う「利用者支援」が法定化。

→こうした状況を踏まえ、平成25年度（平成24年度補正予算で安心こども基金の事業として組替）より、以下二点を実施し、事業の更なる拡充を図る。

- ①機能別に再編：従来の「ひろば型」・「センター型」を「一般型」に再編し、職員配置や活動内容に応じた支援の仕組みとする。（「児童館型」は「連携型」として実施対象施設を見直し。）
- ②機能の強化：「利用者支援」・「地域支援」を行う「地域機能強化型」を創設する。

【再編のイメージ】



地域子育て支援拠点事業の概要 ① 【一般型・連携型】

- 「ひろば型」・「センター型」ともに実施形態が多様化。（交流・相談双方を重視する形態など）
 - 「ひろば型」及び「センター型」を統合し「一般型」に再編
 - ・ 職員の配置状況、開所日数、取組内容等を考慮した支援の仕組み。（実施レベルが高い施設により手厚い支援。）
 - ・ 拠点施設において地域の子育て支援事業を一体的に実施している場合に加算。
- きめ細かな対応と子ども・子育てビジョン達成に向けて着実な事業の推進。
 - 「児童館型」を「連携型」に再編
 - ・ 児童館を始め子育て関連施設で実施。（→多様なニーズに対して支援。）
 - ・ 開所日数等を考慮した支援の仕組み。（実施レベルが高い施設により手厚い支援。）

一般型

連携型

機能

常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施

児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施

実施主体

市町村（特別区を含む。）
（社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可）

基本事業

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 | ②子育て等に関する相談・援助の実施 |
| ③地域の子育て関連情報の提供 | ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 |

①～④の事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施

①～④の事業を児童福祉施設等で従事する子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施

実施形態

・地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（加算）
一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施

・地域の子育て力を高める取組の実施（加算）
拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施

・出張ひろばの実施（加算）
常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に出向き、出張ひろばを開設

従事者

子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（2名以上）

子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（1名以上）に児童福祉施設等の職員が協力して実施

実施場所

保育所、公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室等を活用

児童福祉施設等

開設日数等

週3～4日、週5日、週6～7日／1日5時間以上

週3～4日、週5～7日／1日3時間以上

地域子育て支援拠点事業の概要 ② 【地域機能強化型】

○交流・相談などの基本事業を通じて得られた子育て親子とのつながりや相談援助の取組をもとに、①「子ども・子育て支援新制度」の円滑な施行への準備、②地域の子育て力の低下に対応するための「地域の子育て・親育て」の支援の両面を充実。

→ 「地域機能強化型」を創設＝「利用者支援機能」・「地域支援機能」を付加

[利用者支援]

子育て家庭が子育て支援の給付・事業の中から適切な選択を行うことができるよう情報の集約・提供などを実施し、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行を図る。

[地域支援]

世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働などを実施し、地域での子育て支援の基盤の構築・再生。

[専門性の強化対策]

職員の質の確保のための専門性の強化対策にかかる経費を補助額に上乗せ。

※新制度施行後は、「利用者支援」・「地域支援」双方を担うことを想定

地域機能強化型

機能

子ども・子育て支援新制度の円滑な施行を見据えて利用者支援体制の基盤の構築を行うとともに、地域において子の育ち・親の育ちを支援する地域との協力体制の強化を実施

実施主体

市町村(特別区を含む)
(社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可)

基本事業

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 | ②子育て等に関する相談・援助の実施 |
| ③地域の子育て関連情報の提供 | ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 |

①～④の事業の実施に加え、子育て家庭が子育て支援の給付・事業の中から適切な選択ができるよう、地域の身近な立場から情報の集約・提供を行う「利用者支援」とともに、親子の育ちを支援する世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働などを行う「地域支援」を実施

実施形態

・利用者支援の実施

- ①教育・保育施設や地域の子育て支援のための事業の利用についての情報集約・提供に関する取組、②教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用にあたっての相談に関する取組
③教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用支援・援助に関する取組

・地域支援の実施

- ①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組、②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組
③地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組、④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組

※職員の資質向上のため、専門性強化対策費として研修時の代替職員等を雇用するための経費を補助単価に上乗せ

従事者

育児・保育等について相当の知識・経験を有し、地域の子育て事情や社会資源に精通する者(2名以上、ただし利用者支援を実施する場合には3名以上)

実施場所

公共施設、保育所などの児童福祉施設等で地域社会に密着した場所で実施

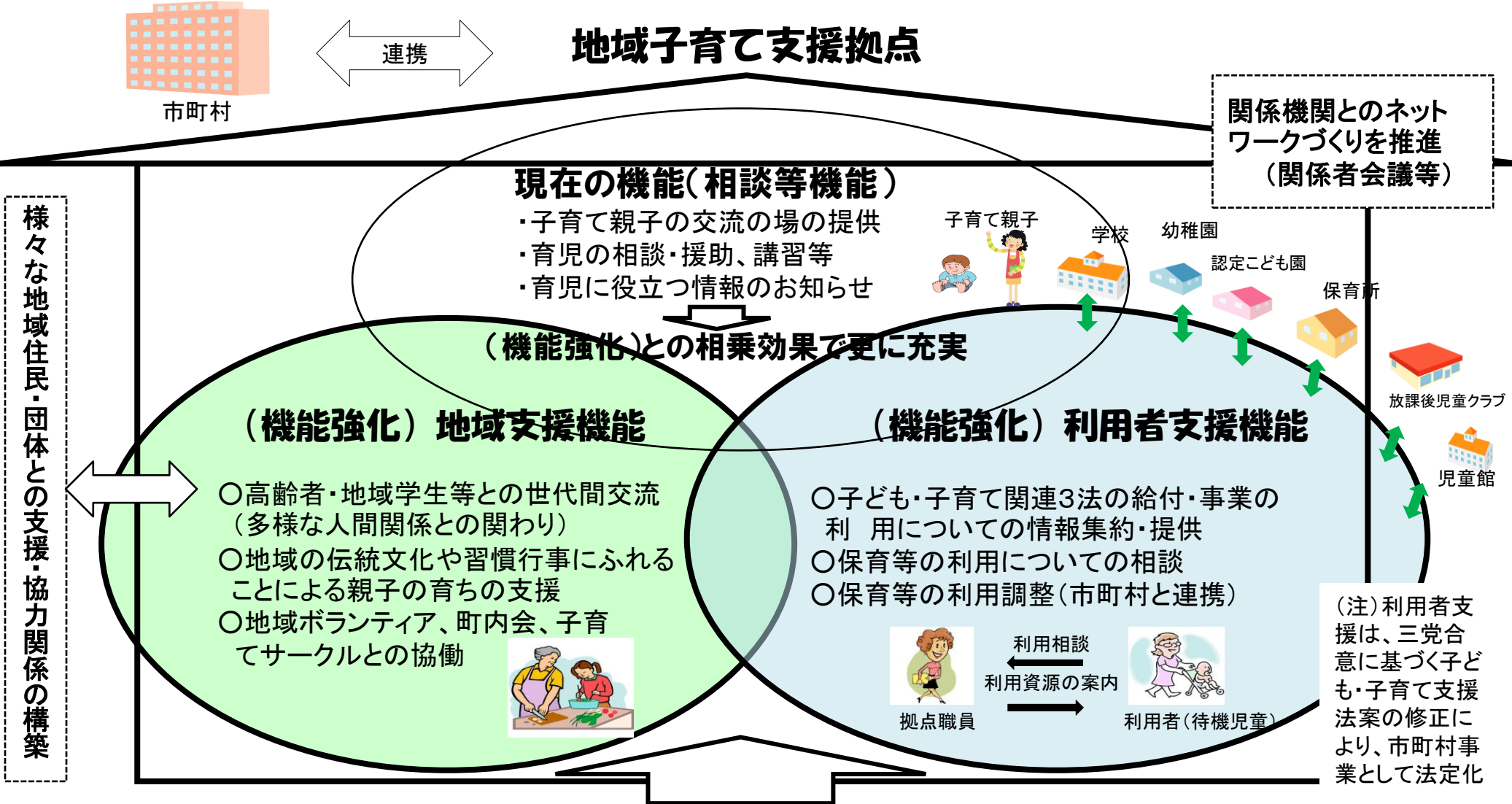
開設日数等

週5日、週6～7日/1日5時間以上

地域子育て支援拠点の機能強化【平成25年度～(24年度補正予算で対応)】

地域子育て支援拠点に、以下の機能を持つ「**地域機能強化型**」を創設

- ①「**利用者支援機能**」＝地域の子育て家庭に対して、子育て支援の情報の集約・提供等
- ②「**地域支援機能**」＝親子の育ちを支援する世代間交流やボランティア等との支援・協力等



※ 地域機能強化型の施設に従事する職員の資質(地域子育て支援の内容や手法等)の底上げ ⇒ 専門性強化対策費を支援